

山形県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、山形県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

地域協議会は、以下に掲げる団体等が委員として指名する者を参集者として構成する。

(1) 経済団体

- ・山形県経営者協会
- ・山形県中小企業団体中央会
- ・山形県商工会議所連合会
- ・山形県商工会連合会

(2) 労働者団体

- ・日本労働組合総連合会山形県連合会

(3) 金融機関

- ・株式会社山形銀行
- ・株式会社荘内銀行
- ・株式会社きらやか銀行
- ・日本政策金融公庫山形支店中小企業事業

(4) 公益団体

- ・公益財団法人産業雇用安定センター山形事務所

(5) 都道府県社会保険労務士会

- ・山形県社会保険労務士会

(6) 関係行政機関

- ・山形県産業労働部雇用・コロナ失業対策課
- ・山形市商工観光部雇用創出課
- ・経済産業省東北経済産業局
- ・国土交通省東北地方整備局建政部
- ・国土交通省東北運輸局交通政策部
- ・国土交通省東京航空局仙台空港事務所
- ・農林水産省東北農政局山形県拠点
- ・山形公共職業安定所
- ・厚生労働省山形労働局

3 会長及び副会長

地域協議会の会長は、山形労働局職業安定部長をもって充て、副会長は山形県産業労働部雇用・コロナ失業対策課長をもって充てる。

会長は、地域協議会を代表し、会務を整理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

4 地域協議会の開催

地域協議会は、年1回以上とし、会長が招集する。

会長は会議の議長となり、議事を整理する。

5 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する

- (1) 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事
- (2) 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事
- (3) 関係機関との連携に関する事
- (4) 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事

6 事務局

地域協議会の事務局は山形労働局職業安定部に置く。

7 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き原則として公開とする
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める

附則

この要綱は令和3年6月3日から施行する